

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成27年4月1日現在、市内全域の1,638,946世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに18か所の収集事務所が、収集を行っています（粗大ごみを除く）。

平成17年4月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました（34ページ参照）。収集品目は10分別15品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成27年4月末現在75,939か所です。

ごみを集積場所まで持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。

また、道幅が狭く、収集車が入れないため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪車による狭あい道路収集を実施しています。

（1）燃やすごみ

週2回（月・金または火・土）収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品（50cm未満の物）、少量の木の枝、板などです。

中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）又はふた付きの容器での排出とされています。

（2）缶・びん・ペットボトル

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん及び飲み物・酒・みりん・しょうゆ等が入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどは外して中を洗ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、缶・びん・ペットボトルと一緒に入れて排出します。

（3）小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日）収集し、市内4か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して排出します。

（4）乾電池

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内1か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集して

おらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの（容器）や、包んでいたもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマークのあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を使い切ってから中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) スプレー缶

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(7) 古紙

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしばるか、大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

※平成26年4月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により回収されています。（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による収集を実施しています。）

(8) 古布

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。

※平成26年11月から、市内の家庭から排出される古布については、原則として資源集団回収により回収されています。（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による収集を実施しています。）

(9) 燃えないごみ

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示して排出します。

(10) 粗大ごみ

金属製品で一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外（木製品やプラスチック製品など）で一番長い辺が50cm以上のものを対象としています。事前申込み制で、電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。また、市内4か所に、自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方が属する世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方などに対しては、自宅内に入って収集する「持ち出し収集」のサービスを、平成 13 年度から行っています。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などを、リユース品として、イベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆さんに提供しています。

平成 26 年度までのリユース品提供状況は次のとおりです。

リユース品提供状況

(単位：個)

年 度	24 年度	25 年度	26 年度
総 提 供 数	2,343	3,389	3,759
内 訳	常 設 展 示 場 所	1,976	3,023
	イ ベ ン ト	367	366
			375

2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

焼却工場では、資源化可能な古紙等を除く一般廃棄物を受け入れています。

3 動物の死体処理

犬・猫等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、手数料（6,500 円／個）を徴収しています。

平成 26 年度の処理状況は次のとおりです。

犬・猫等動物の死体処理状況

(単位：個)

区分 種類	処理個数	内 訳	
		飼 育	遺 棄
犬	723	685	38
猫	7,982	934	7,048
その 他	3,835	177	3,658
計	12,540	1,796	10,744

4 ごみ処理原価年度別推移

(単位：円／t)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ごみ処理原価	44,156	40,860	39,210	36,308	36,318
内 収集運搬	27,622	27,057	26,627	25,398	25,834
訳 処理処分	16,534	13,803	12,583	10,910	10,484

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。